第１章　建設コンサルタントの概要

１－１　建設コンサルタントの概要

我が国の社会資本整備（建設事業）の歴史を見ると、戦前は、内務省、農林省等の職員により直轄で、企画、調査、計画、設計から施工までが一貫して行われていた。その後、1955 年以降（昭和 30 年代に入って）社会資本整備の急速な拡大とともに、名神高速道路、東海道新幹線などの大規模事業が着手され、調査、計画、設計及び工事監理を担う建設コンサルタント業務において、外部の民間技術力活用の機運が急速に広まった。

このような状況を背景に 1959（昭和 34）年 1 月、建設コンサルタントの契約方式、標準契約書、価格の積算方法などを規定した「土木事業に係る設計業務等を委託する場合の契約方式等について」が、建設省事務次官通達として発出された。この通達の最大のポイントは「設計・施工分離の原則」の明確化で、この原則が建設コンサルタント業務の確立と発展の基礎となった。

建設コンサルタントの公的な定義は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（1952（昭和 27）年制定、最終改正 2022（令和 4）年）に規定されている。同法第１９条第三号において、「土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者（以下「建設コンサルタント」という。）」と定義され、国土交通省では、建設コンサルタントに測量業、地質調査業を加えた 3 業種を建設関連業と呼び、建設生産・管理システムの「上流部」から「下流部」に至る幅広い範囲における技術サービスの提供者と位置付けている（**図 1-1-1**）。

出典：協会「パンフレット（一般向け）」より（2024 年 7 月更新）

図 1-1-1　建設コンサルタントのポジションと業務範囲

建設コンサルタントは、日本標準産業分類（2023（令和 5）年 7 月告示、2024（令和 6）年 4 月施行）によると、学術研究、専門・技術サービス業＞技術サービス業＞土木建築サービス業＞建築設計業に分類されており、設計監理業、建物設計製図業、国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）と同分類になっている。

このように、建設コンサルタントという職業立場は、発注者の補助者としてスタートし、コア業務（調査、計画、設計、工事監理及び維持管理）を確実に推進する過程のなかで、自律する企業や技術者としての地位の確立を目指してきた。現在、建設コンサルタント企業や技術者が活躍しているフィールドは非常に多岐にわたり、上記に示すコア業務以外にも、学・協会活動、研究活動、教育活動、地方創生事業等の取組み、更に近年は IoT、DX などの革新技術やカーボンニュー

トラル、グリーンインフラなどの新たな課題解決に参画し、広く社会に貢献している。

「建設コンサルタント登録規程」（1977（昭和 52）年制定、最終改正 2024（令和 6）年）による登録制度は法的根拠に基づく制度ではなく、国土交通省における行政指導の一つである。申請した登録部門について該当する専門的な知識及び経営内容を審査し、登録簿に登録して個々の建設コンサルタントの業務内容を公示・公証することにより、発注者である国などの公共機関に活用されている。

登録要件として、全 21 部門のうちの当該登録部門に係る業務の技術上の管理を司る専任の者（技術管理者）として、一定の資格、経験を有する技術者、すなわち技術士の資格を有する者を専任とすることを原則としている。また、財産的基礎又は金銭的信用を有する者であることとされ、要件として、法人の場合は、資本金 5 百万円以上、かつ、自己資本 1 千万円以上である者、個人の場合は、自己資本 1 千万円以上である者とされている。

国土交通省の建設関連業登録業者数調査によると、2024（令和 6）年度末時点で、建設コンサルタントの登録業者数は 3,930 業者である。

建設コンサルタントに必要な主な資格としては、技術士と RCCM（Registered Civil Engineering Consulting Manager、シビルコンサルティングマネージャ）がある。

技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験（技術士第二次試験）に合格し、登録した者だけに与えられる名称独占の国家資格である。技術士は、国や地方公共団体等が発注する建設コンサルタント業務における管理技術者や照査技術者の要件の一つとしても定められており、建設コンサルタント業務にあっては中枢の資格となっている。

また、RCCM は、建設コンサルタントの実務を行う技術者の技術力向上と品質の確保の必要性を謳った 1991（平成 3）年度の建設省（現国土交通省）重点施策に沿って創設されたもので、建設コンサルタント業務にあっては技術士資格と並んで重要な資格である。

現在では、建設コンサルタント業務発注方式の主流となっているプロポーザル方式・総合評価落札方式において、RCCM は国家資格である技術士に並び管理技術者や照査技術者の資格要件となっている。

更に、国土交通省は 2014（平成 26）年 12 月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を施行し、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始しており、RCCM は 2026（令和 8）年 2 月までに維持管理分野では 14 施設 31 資格、計画・調査・設計分野は 19 施設 23 資格、横断型分野（全施設）は 1 資格、合計 55 資格が登録されている。